

資料5

その他

減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直し(案)

■これまでの減災対策協議会・流域治水協議会について

減災対策協議会では、『「水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく佐波川流域の減災に係る取組方針』に基づき、平成28年度から令和7年度までの目標時期を設定し、各機関において減災に係る取組を実施し、その取組状況について共有を図ってきました。

一方、流域治水協議会は、令和2年8月に設立され、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行ってきました。

■減災対策協議会と流域治水協議会を合同で開催

これまで、各協議会で流域治水・減災に係る取組方針に対するフォローアップや情報共有等を実施し、対策を計画的に推進してきましたが、**両協議会で連携を図る取組等もあることから、今後は、両協議会の取組事例の共有やフォローアップ調査様式の統一等を実施し、両協議会を合同で開催**することで両協議会の資料作成等の効率化を図ります。

これにより、各協議会は以下の進め方により、実施していくものとします。

- ①各協議会を同日に合同開催
- ②共通様式による合同フォローアップ調査の実施

各協議会では引き続きフォローアップを実施しますが、今後「取組状況フォローアップ様式」は共通様式を用いて合同で調査を行うことを予定しています。

- ③事務局体制
- 各協議会の事務局体制は、これまでと変更はありません。

減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直し(案)

■減災対策協議会、流域治水協議会 合同開催イメージ

これまで



不定期 流域治水協議会

出水期前 減災対策協議会

不定期 流域治水協議会幹事会

年度末 減災対策協議会幹事会

今後

出水期前 減災対策協議会、流域治水協議会 合同開催

出水期前

減災対策協議会、流域治水協議会 合同開催

年度末

減災対策協議会幹事会、流域治水協議会幹事会 合同開催

幹事会、協議会を原則、合同で開催を行う。(ただし、個別で協議事項がある場合等除く)

減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直し(案)

■減災対策協議会、流域治水協議会 取組資料について

流域治水協議会

気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水へ転換。

集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じハード・ソフト一体で多層的に進める。

これまで減災対策協議会において進めてきた取組等を確認・点検し、流域治水プロジェクトに記載する。

<流域治水プロジェクトの取組項目>

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・洪水氾濫対策
- ・流水の貯留機能拡大
- ・土砂洪水氾濫対策 等

被害対象を減少させるための対策

- ・防災指針の作成
- ・まちづくりとの連携 等

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報の充実
- ・避難体制等の強化
- ・早期復興を支援する事前の準備 等

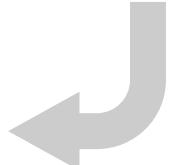
減災対策協議会

『水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく佐波川流域の減災に係る取組方針に基づき、平成28年度から令和7年度までの目標時期を設定し、各機関において減災に係る取組を実施し、その取組状況について共有。

<減災対策協議会の取組項目>

- ①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
- ②地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動
- ③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

減災対策協議会で進めてきた避難行動のための取組や水防活動、排水対策等は、「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。



○激甚化・頻発化する水災害による被害最小化に向け、減災対策と流域治水の取り組みを計画的に推進することを目的とした2つの協議会の概要を開催している。

減災対策協議会

●目的、位置付け等

- ✓ **目的:** ハード対策、ソフト対策を一体的に推進し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を達成
- ✓ **位置付け:** 水防法第15条の9(大規模氾濫減災協議会)
- ✓ **対象とする構成員:** 国管理河川の氾濫による浸水想定区域に係る機関

●協議会の設立経緯

- ✓ **平成27年9月関東・東北豪雨…** 鬼怒川(国管理河川)の堤防が決壊し、家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水発生に加えて住民の避難が遅れ、多数の孤立者が発生
- ✓ 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき減災対策を推進するため協議会を設置
- ✓ 概ね5年間の具体的な取組を定めた「減災に係る取組方針」を策定

●取組の目標

- ① 迫り来る危機を認識した
的確な避難行動のための取組
- ② 地域別の氾濫特性に応じた
効果的な水防活動
- ③ 長期化する浸水を一日も早く
解消するための排水対策

流域治水協議会

●目的、位置付け等

- ✓ **目的:** 気候変動による降雨量の増加等を踏まえた水災害への備えについて、河川対策の促進に加えて、氾濫域・集水域のあらゆる関係者が連携した流域対策+グリーンインフラの取組を推進
- ✓ **位置付け:** 社会資本整備審議会から国土交通大臣への答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」を踏まえて設立(法的位置付けは無い)
- ✓ **対象とする構成員:** 流域全体(河川管理者(国・県)、市町村、企業、住民)

●協議会の設立経緯

- ✓ **近年、豪雨災害が激甚化・頻発化…** 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月熊本豪雨など
- ✓ **気候変動の影響**による更なる水災害への対応として協議会を設置
- ✓ 具体的な取組やロードマップを「流域治水プロジェクト」として策定

●取組の目標

洪水氾濫を
できるだけ
防ぐ・減らす
ハード対策

被害対象を
減少させる
ための対策

被害の軽減、
早期復旧復興
のための策

グリーン
インフラの
取組

■各協議会の構成機関(減災協:6機関、流域治水:9機関) ※オブザーバー含む

No.	構成機関	減災対策	流域治水
1	山口市	○	○
2	防府市	○	○
3	周南市	○	○
4	山口県	○	○
5	山口森林管理事務所	-	○
6	山口水源林整備事務所	-	○
7	下関地方気象台	○	○
8	山口河川国道事務所	○	○
9	中国四国農政局	-	○